

奈良県告示第三百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和三年三月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

奈良市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業三・四・一〇一号六条奈良阪線

三 事業施行期間

令和三年三月二十三日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

奈良市桂木町、南京終町二丁目、三丁目及び四丁目地内

(二) 使用の部分

なし